

亀山市告示第141号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

令和7年7月7日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定する道路

道路の種類	路線番号	路線名	指定する道路の区間
市道	10102	川崎白木線	亀山市小川町字行合25番1地先から亀山市白木町字上垣内2338番1地先まで
市道	40112	古厩関ヶ丘線	亀山市関町古厩字宝路117番7地内から亀山市関町萩原字切山130番2地先まで

2 指定する期日 令和7年7月10日